

(介護予防)認知症対応型通所介護重要事項

< 令和6年 4月 1日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5431-3520
(月曜日～土曜日 午前8時30分～午後7時30分)
* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. デイ・ホーム三宿の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	デイ・ホーム三宿
所在地	東京都世田谷区三宿1-8-10山元ビル
介護保険指定番号	認知症対応型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護 (世田谷区1391200035号)
サービスを提供する対象地域*	世田谷地域

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者*	介護福祉士	1名(兼務)		1名(兼務)
生活相談員	社会福祉主事 介護福祉士 介護支援専門員	4名(内3名兼務)		4名(内3名兼務)
機能訓練指導員	看護師兼務	0名	2名	2名
介護・ 看護 職員	看護師・准看護師	0名	2名	2名
	介護福祉士	9名(内3名兼務)	0名	9名(内3名兼務)
	1級修了者	0名	0名	0名
	2級修了者	0名	0名	0名

* 東京都認知症対応型サービス管理者研修・認知症介護実践者研修修了者対応

(3) 同事業所の設備の概要

定員	1単位(1階)12名 2単位(2階)12名	静養室	2室 4床
食堂兼機能訓練室	2室	相談室	2室
浴室	一般浴槽	送迎車	3台

(4) 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 祝日	1F午前8時30分～午後5時30分 2F午前8時30分～午後7時30分
休日	日曜日 年末年始 (12月29日～1月3日)	

3. サービス内容

① 送迎

利用者宅の立地状況及び道路事情、所要時間及び送迎運行コース、利用者の心身状況及び希望時間帯、またその他の介護福祉サービスの状況を勘案して、送迎時間と停車場所を決め、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

送迎時刻は、予めお知らせします。また、送迎時刻に変更が生じた場合にもその都度前もってご連絡いたします。

なお、天候や交通事情により、送迎時刻が若干前後する場合がありますので、ご了承下さい。

② 食事（昼食・おやつ）

身体状況に合った食事形態（常食、粥食、刻み食など）で提供します。

また、アレルギーやカロリー制限のある方にもできる限り対応します。

利用者自身で摂食することが難しい場合には、職員が食事介助します。

③ 体調管理

事業所に到着後、看護職員がバイタル（血圧や脈など）の測定など、健康チェックを行います。その結果、体調が悪いと判断した場合には、認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「通所介護計画」という）のサービス内容を変更または中止することがあります。

また、活動の最中に体調が悪くなった場合も同様の取り扱いとし、これらの場合には緊急連絡先に連絡します。

サービス提供上、集団を構成することから、感冒を始めとする感染症の際には、サービス利用をお断りすることがあります。

④ 入浴

ご自宅での入浴が難しい方、介助を要する方等について、入浴介助を行います。

また、利用者自身で衣服の着脱、洗身、洗髪、移乗が難しい場合には介助を行います。予め入浴介助計画を作成し、同意を得ます。

⑤ 機能訓練・体操

介護職員、看護職員が利用者の心身機能の評価を行い、機能訓練・集団体操（ストレッチ、嚥下体操、その他）を行います。

⑥ アクティビティ

ご希望により、趣味的活動やレクリエーション、季節行事などの各種活動を、グループまたは個別にて行います。

⑦ 生活相談

介護や日常生活全般にわたるご相談を、生活相談員が承ります。必要に応じて、地域包括支援センターやその他関係機関と連携をとります。

4. 料金

利用料金およびキャンセル料金については、契約書に記載されているとおりです。

また、お支払は原則として、現金または指定金融機関の口座から自動振り替えの取り扱いになります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ケアマネージャーまたは利用者からの申し込みを受けて、生活相談員等が訪問調査します。その際に、利用者及びご家族と面談し、重要事項について説明します。その上で、サービス提供の依頼を確認して契約を締結し、通所介護計画に則ったサービスの提供を開始します。なお、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所に居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、介護支援専門員（ケアネージャー又は担当職員）にご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設又はグループホームに入居した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が死亡した場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、30日以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

<基本理念>

- ① すべての高齢者が人間らしく尊重され、人生の完成期である高齢期を輝いて生きたいという願いを実現するために、“公平・公正で、利用者本位”のサービスを基本として業務を実施します。
- ② 要介護・要支援状態にある認知症の高齢者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供し、自立支援を目指します。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

緊急連絡先	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

主治医	病院	
	医師名	
	住所	
	電話番号	

8. 非常災害対策

総合防災訓練を年2回実施し、非常時に備えます。また、消火器・非常口が設置されています。

9. サービス内容に関する苦情

① 当事業所ご利用者相談・苦情担当

管理者 大冢奈津子 生活相談員 西岡 弘子 入屋 純子
電話 03-5431-3520

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

世田谷区	世田谷総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号： 03-5432-2850 FAX： 03-5432-3049 受付時間： 午前8時30分～午後5時
	北沢総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号： 03-6804-8701 FAX： 03-6804-8813 受付時間： 午前8時30分～午後5時
	玉川総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号： 03-3702-1894 FAX： 03-5707-2661 受付時間： 午前8時30分～午後5時
	砧総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号： 03-3482-8193 FAX： 03-3482-1796 受付時間： 午前8時30分～午後5時
	烏山総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号： 03-3326-6136 FAX： 03-3326-6154 受付時間： 午前8時30分～午後5時

東京都 国民健康保険団体連合会	所在地： 東京都千代田区飯田橋3-5-1 電話番号： 03-6238-0177 (苦情相談直通) FAX： 03-6238-0022 受付時間： 午前9時～午後5時半
--------------------	---

10. 情報の公開

- ① 申し出により、利用者に対し当該利用者のサービス提供記録を開示します。
- ② 申し出により、事業計画及び財務内容を閲覧できます。

11. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 こうれいきょう
代表者役職・氏名	理事長 佐藤 洋作
本部所在地	東京都世田谷区三宿1-8-10山元ビル
電話番号	03-5433-2511
施設・拠点等	認知症対応型通所介護 1カ所 通所介護 1カ所 訪問介護 1カ所 地域包括支援センター 2カ所 居宅介護支援事業所 1カ所 小規模多機能型居宅介護 1カ所